

一般社団法人オイコクレジット・ジャパン定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人オイコクレジット・ジャパンと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

(目的と活動)

第3条 当法人は、社会的責任投資及び融資を国際的に行っている Oikocredit International (*) の活動に賛同し、人々の開発努力を支援し、社会的公正と自立を伴う持続可能な開発に寄与する事を目的とする。

(*) Oikocredit International とは、オランダ (Berkenweg 7, 3818 LA Amersfoort, The Netherlands) に本部を置き、オランダの協同組合法に従う開発協同組合 (Ecumenical Development Cooperative Society) であり、本定款では略称としてOikocreditを用いる。

2 その目的に資するために、次の活動を行う。

- (1) 当法人への拠出金及び寄付からなる基金からOikocredit に拠出し、その組合員としての義務を果たす。
- (2) Oikocredit の活動に関する広報を行う。
- (3) 社会的責任投資について関心を高め、認識を深める活動を国内で行う。
- (4) 持続可能な開発に関する調査研究と情報の普及を行う。
- (5) その他、(1) ～ (4) に付帯又は関連する活動を行う。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人ホームページでの電子公告による。

第2章 社 員

(社員の資格)

第5条 次にあげる者で、当法人の目的に賛同し、第5章に定める基金に拠出した者を社員とする。

- (1) 18才以上の市民
- (2) 法人その他の団体

2 社員になろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記載して理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(記載事項変更の届け出)

第6条 社員は第5条にかかげる事項に変更が生じた時には、遅滞なく当法人に届けなければならない。

(拠出)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、一口10,000円以上の拠出をしなければならない。1社員の拠出口数は、総口数の100分の30を超えてはならない。

(退社)

第8条 社員は所定の退会申込書に必要事項を記載して提出することにより、いつでも当法人を退社することができる。拠出金の処遇については退社申込書に明記する。払い戻しは第31条に従う

(除名)

第9条 当法人の社員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決によって除名することができる。

- (1) 第3条の目的に反する行為を行い、オイコクレジット・ジャパンの信用を失墜させたとき。
- (2) オイコクレジット・ジャパンの活動の妨害を行ったとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき、あるいは除名されたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 住所や名前の変更、またはその他の事情で本人からの返信がなく、事務局と3年以上連絡の取れないとき。この場合オイコクレジット・ジャパンを退社したものとみなし、その拠出金は、5年間保管した後オイコクレジット・ジャパンに所有権を移行する。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿と拠出記録を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約及び規則の制定ならびに改正
- (3) 予算ならびに決算の承認
- (4) 社員の除名
- (5) 理事、運営委員、監事の選任又は解任
- (6) 当該年度の活動方針

- (7) 当法人の解散、吸収合併による消滅または存続、当会の解散、吸収合併による消滅又は存続、および残余財産の処分

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後4か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。また総会の14日前には公告をしなければならない。

- 2 総社員数の10分の1以上の社員から、目的および招集の理由を示して社員総会の開催請求があれば、理事長は社員総会を開かなければならない。
- 3 定時総会は原則として、日時・場所を設定の上、社員が同席して行う。しかし、やむを得ない事情で総会への参加を多くの会員に保証できない場合は、インターネットによる対面可能な会議手段を援用して実施する。会員によるオンラインでの参加も保証する。
- 4 特定の議案について臨時総会が必要である場合は、臨時にこれを召集する。その議案だけについて、電子メールや郵送で、議論および意思表明を保証する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事の内、互選で選ばれた理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1票とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 第13条の(1)(4)(5)(7)についての決議は、総会議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名
- (2) 監事 1名
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

(運営委員会)

第21条 日常の業務や方針決定において役員を補佐する運営委員会を置く。運営委員

は年次総会で募り、承認する。任期は一年であるが、再任を可能とする。運営委員会の権限は理事への提言や総会への提案に限定される。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事の中から互選し、総会での承認を受ける。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は1年とするが、総会で再任することができる。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 理事若しくは監事が欠けた場合は、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第27条 理事および監事は原則として無報酬とする。ただし事務局担当者の業務負担内容によっては総会での承認を得て報酬を受け取る。

(取引の制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事長及び他の理事にその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を当法人に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事の過半数の同意により、免除することができる。

第5章 基金

(基金の拠出等)

第30条 当法人は社員に対し、基金への拠出を求める。

2 社員は基金に対する権利を、基金に対する拠出金の割合に応じて有する。またその払い戻しを、2年を経過後に請求することができる(詳細は第31条に示す)。

3 基金から原則として年に2回、Oikocreditに出資する。

4 その配当金は個人に分配せず、第3条に挙げた活動の費用に充てる。ただし、一部を必要に応じて留保金とし、その金額は年次総会で決定する。

5 社員の退社に伴って拠出金が寄付された場合は、それをオイコクレジット・ジャパン名義にする。

(拠出金の払い戻し)

第31条 拠出金の払い戻しは、申請者の基金に対する拠出金の比率を基金の現在価値に反映させるが、拠出金額を超えることはない。

第6章 会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、求めに応じて閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出する。下記の(1)(2)については、その内容を報告し、(3)(4)および(5)については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置く。定款は主たる事務所に置くとともにデジタル版をホームページ上に置き、一般の閲覧に供するものとする。社員名簿については非公開とするが、申し出が公的利益に関わると判断される場合は、当法人の承認を得て閲覧を可能とする。

（損失の処理）

第35条 事業運営経費の損失補填は留保金および寄付によるオイコクレジット・ジャパン名義株の現金化によって行う。

2 前項の規定によっても損失の補填に不足する場合には、社員総会の議決により、抛出口数を減少させるか、欠損金を翌期に繰り越すことができる。

3 抛出口数を減少させる場合には、各社員の抛出口数に応じて同一の割合で抛出口数を減少させ、持分の払い戻しはおこなわない。

（剰余金の不分配）

第36条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第37条 この定款は、社員総会において、出席社員の半数以上の賛成で変更することができる。

（解散）

第38条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上の出席とその3分の2の賛成、あるいはその他法令に定める事由によって解散する。

（残余財産の帰属と分配）

第39条 解散にあたって基金は第31条に沿って償還されるが、基金以外の残余財産は、自治体またはNPO法人への寄付として処分する。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月31日までとする。